

自治会自主防災会規約の見直し案一部訂正について

防災部会長 大淵正人

本年4月の自治会定例役員会に表記「自主防災会規約」見直し案を提出させていただき、ご検討をお願いし、5月の定例役員会で、5月末までとして修正意見等をお受けしてきました。

結果、不明箇所の質問及び誤りの指摘や修正の意見をいただきました。しかしその後、第4町内会よりいくつかの誤りや修正意見が出されました。

どちらとも言えぬ指摘については部会案とさせていただき、句読点の指摘や誤字脱字等単純ミスの訂正、もっともと思われる修正意見、より正しい表現への訂正については、よりよい規約としたいと思いますので、取り上げさせていただきました。

よって、句読点等単純な訂正は直接訂正させていただき、それ以外の下記事項については下記のように訂正し、「香川自治会自主防災会規約」として発行させていただきたいと思っております。

今後、実施していく中で、今回指摘を受けた部分も含め、問題点があれば、次回規約見直しの時に反映させていただきたいと思っておりますので、ご了解ください。

自主防災会規約見直し案一部訂正箇所

- (1) 第1条 「と称する。」をいれる  
この会は香川自主防災会（以下「本会」という。）と称する。
- (2) 第6条 1項 「顧問」が抜けていたので加える  
(5) 顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）
- (3) 第6条 4項 文章の言い回しを修正  
「各班には班長（責任者）及び副班長を置き、その構成員の中から互選により決める。  
尚、企画・自衛・自治会館の各班については香川自治会部会長、副部会長が班長及び副班長の任にあたる。」
- (4) 第7条 5項 「顧問」を入れる  
顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者は・・・）とする。
- (5) 第9条 2項 ( ) 書きを削除  
(総会は、自治会の総会をもって・・・)を削除する
- (6) 第10条 1項 「顧問」をいれる  
役員会は、会長、副会長、班長、副班長及び顧問（防災リーダー等、会長が推薦した者）をもって構成する。
- (7) 第10条 2項 ロの項を削除し、イロハを(1)(2)(3)に代える  
(1) 総会に提出すべきこと  
(2) 自主防災会の事業にかかわること  
(3) その他役員が特に必要と認めたこと
- (8) 第11条 2項 イロハニを(1)(2)(3)(4)に代える

以上